

PBL 型法教育の方法と素材

寺川 史朗

はじめに

法学教育と法教育のちがいの一つは、「高等教育段階での専門教育（司法研修所における教育も含む）」と「それ以外の場で行われる一般教育（学校教育に限らず社会教育も含む）」にあるとされる。¹そこで、法教育を実践する場合、法学教育における伝統的な教授方法とは異なる、教育方法の工夫が求められることになるが、「法学者が法教育において貢献しうるのは、教育内容の検討の局面」であり、教育方法の工夫は、やはり「日々、児童生徒を相手に授業をしている小中学校・高等学校の先生方に及ぶべくもない」ようである。²

しかしながら、「法学教師にも、教育方法を工夫することが求められることが多くなっている」とも同時に指摘されるように、³高等教育段階での専門教育、例えば大学における法学系の講義や演習で、教育方法の工夫が求められるのも事実である。三重大学では、教育方法の工夫の一つに、PBL（Problem-Based Learning、もしくは、Project-Based Learning）を取り入れており、筆者は、これが法教育における教育方法の工夫の選択肢になり得るのではないかと意識しながら、2010年度、共通教育のPBLセミナー「社会における法的問題について考える」を開講した。⁴セミナーの目的は、社会における法的問題、とくに身近なところにある法的問題を自ら発見し、その問題を、憲法や法律などを用いて解決することにあり、ここでいう「身近なところ」とは、三重大学をはじめ、三重県内や受講生の出身地、あるいは、日常生活を営んでいる場所に限定し、それぞれの場所で発見した法的問題を解決することにより、当該地域における法的問題の解決という意味での地域貢献をも視野に入れていた。

もっとも、本セミナーは、高等教育段階での専門教育（ここでいう「専門教育」は、専門教育課程での講義等を通じた教育を指すだけでなく、共通教育・一般教養課程での講

義等を通じた教育も含まれると解することになろう）の一つであり、ここで用いられる教育方法を、高等教育段階以外での一般教育、とくに、小中学校や高等学校において、そのまま採用するのは、困難な場合もある。しかし、本セミナーを担当した者として、PBL という教育方法は、「現代社会」を履修済みの高等学校 2・3 年次段階であれば、法教育の一工夫として、そのまま採用することができるのではないかと認識している（社会教育に接する一般社会人についても同様である）。その証左として、ア本セミナーの受講生 26 名全員が 1 年生であったこと、イ開講期が前期であり、受講生は大学における法学教育を受けたことがない者ばかりであったこと、ウそれでも、フリーライダーを 1 人も出すことなく、ドロップアウトする者もいなかつたことを挙げておけばよいであろう。

自ら法的問題を発見し、グループワークを通じて、その解決を図る（解決できなくても改善に向けて何らかの努力をする）ことが、法的思考力を養うことにつながるのであり、本稿では、それを「PBL 型法教育」と称し、その方法と素材選択について、法学教育としての PBL セミナーでの実践例を交えながら、論じることとしたい。

1 PBL 型法教育の方法

（1）身近な法的問題の発見

法的問題を自ら発見する場合、⁵国家の在り方や国家と個人の関係といった「大きな問題」を想定することも重要だが、まずは身近なところにある問題を発見すると取り組みやすくなる。そして、法的問題を自ら発見したら、それをどのように解決していくべきかを考える。PBL ではグループワークを活用するが、そこには、発見した問題の解決を 1 人だけで行おうとすると、解決の糸口すら見つからなかったり、解決できたとしても独善的になったりする可能性があるため、それらを回避するというメリットがある。

また、グループ内の議論で同意したり批判し合ったりするなどして、自由な発想を自由に交流できれば、コミュニケーション能力を見につくことができるだろう。グループワークを通じて到達した結論や解決・改善方法を、公開の場で発表することで、プレゼンテーション能力を高めることもできる。

本セミナーでは、問題発見にあたり、毎日、新聞やテレビのニュース番組に接し、何らかの問題を発見した際には、直ちにメモをとるよう指示したが、この作業を通じて、世間で起きている問題を法的に解決できるかどうかを判断する能力も身についたと思われる。法教育においては、より低学年の生徒の場合、大手新聞社から発行されている「子ども向け新聞」を講読することや、テレビ番組の「子ども向けニュース」を視聴することが考えられ、高校生であれば、一般の新聞やニュース番組に接することが考えられる。しかし、身近なところにある法的問題を発見するにあたり、メディア情報にのみ依拠する必要性は必ずしもないだろう。つまり、自分の住んでいる街で問題だと思うことがないか、通学途中で気になることはないか、学校のなかで疑問に思っていることがないか、家族や友だちとどこかへ出かけたときに発見した問題はないかなど、発見する問題はどのようなことでもよく、まずは自由に取り組んでみたい。そのほうが、「みんなが知っている」素材に、「みんなで取り組む」ことができる。

ちなみに、本セミナーでは、あらかじめ用意した「問題発見シート」という用紙を全受講生に配付し、受講生には、発見した問題を同シートに記入してもらい、次回セミナー時に持参させた。そして、グループ内で、各人が発見した問題を、同シートを見ながら披露し合い、そのなかから、グループとして解決に向けて取り組む問題を 1 つに絞ることとした。

グループ分けは、全受講生 26 名を 5 グループに分けた。6 人グループが 1 つ、5 人グループが 4 つである。グループとして解決に向けて取り組んだ問題は、【資料 1】の通りである。⁶

【資料 1】各グループが取り組んだテーマ

グループ	テーマ
A	タバコをめぐる法的問題 —喫煙と嫌煙のはざまで—
B	四日市の現在 —公害の禍根とこれからの道筋—
C	ごみ袋とレジ袋の扱いをめぐる法的問題 —地方公共団体の実践を素材に—
D	船舶横転事故と被害救済制度 —フェリーありあけ横転事故を出発点に—
E	女性専用車両と差別問題

(2) グループワークとグループ発表

グループワークで留意したのは、グループごとに、日替わりで進行役を決め、進行役がグループ内の議論を取りまとめる。進行役を「日替わり」とすることで、特定の受講生に負担がかからなくて済み、また、全員で参加しているという意識を持つこともできる。

本セミナーでは、グループワークで話し合った事項や、進捗状況、結論（途中段階でもよい）について、毎回、その回の進行役が、担当教員に対し簡単な報告書を提出することとした。そして、担当教員は、提出された報告書を点検し、次回のグループワークの際に、解決に向けてのヒントを与えた。

ここで重要なと同時に「苦痛」なことは、本セミナーでは、担当教員が「答え」を教えてはいけないということであろう。あくまで、教員は、ヒントを与える、もしくは、グループのなかに入って一緒に話し合うという立場に徹しなければならない。法教育でも、教員による一方的な教育や答えの提示が求められるのではなく、「みんなで話し合う」ことが重視されると考えられ、たとえ答えを導くことができなくても、自由に議論すること自体に、法的思考力を身につける前提があるとみるべきだろう。

グループワークで話し合った事項や、進捗状況については、クラス内での各グループによる発表を通じて、他のグループ、受講生にも聞いてもらい、意見や質問を交流できるような機会をつくった。このグループ発表は複数回開催することが望ましく、その際、各グループは、発表資料（簡

単なレジュメでよい)を作成し、クラス全員に配付した【資料2】。グループ発表の場合も、プレゼンテーション能力を身につける機会を全員が持てるよう配慮する必要性から、発表者を交代制にすることが望まれよう。なお、発

表資料は簡易なものから詳細なものへと徐々に発展させ、発表後、担当教員によるコメントを付して返却する【資料3】。

【資料2】初期の発表資料

PBLセミナーA

グループB 日時：5月12日9・10限

1. はじめに..
2. 四日市公書について..
3. 公書の原因..
4. 実態（過去）..
5. 実態（現在）..
6. これからの四日市のあり方..
7. 企業の果たすべき役割..
8. 教科書の表記..
9. どのような点が問題か..
10. 関連法律..
11. 解決..
12. まとめ..
13. 考察

【資料3】【資料2】の1か月後の発表資料（教員によるコメント付）

PBLセミナーA ~グループB~

2010.6.11+

1. はじめに..
2. 四日市公書について → <http://www.city.yokkaichi.mie.jp/kankyo/story.htm>.
3. 公書の原因..

どのような有害物質が原因だったのか → <http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~parksj41/2010/no03.pdf>.

何社の工場が公書を引き起こしたのか → 別冊 ジュリスト..
4. 実態（過去）..

<加害者側>..

裁判の経過、判決 → 別冊 ジュリスト × 3..
5. 実態（現在）..

<加害者側>..

公書は解決したのか → 朴恵済先生のインタビュー、または『四日市講義』.

<被害者側>..

被害者の数、症状 → 市役所資料
<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/kankyo/saiban.htm>.

<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/kankyo/genzai.htm>.

プリント..
6. これからの四日市のあり方..

環境対策への取り組み（行政の立場から）→ <http://www.city.yokkaichi.mie.jp/kankyo/index.shtml>.
7. 企業の果たすべき役割..

環境対策への取り組み（過去と比較して）→ 同上のHP..
8. 教科書の表記..
9. 問題提起（どのような点が問題か）→ 関連の記事..
10. 関連法律 → 環境基本法、民法 719条（共同不法行為）..
11. 解決方法..
12. まとめ..
13. 考察..

コメント [MSOffice3]: 有害物質についてはサラリと紹介するにどめ、深く立ち入らないようにする。なお、主たる有害物質を挙げて、当該物質がせんそくの状況に大きな影響を与えているという点を明示するといい。..

コメント [MSOffice4]: 「環境保全や公書防止のほうが〇〇よりも優先される」という理論を考えてみる。それが、「激的解決」につながる。..

(3) クラス内発表会と公開発表会

本セミナーの成果については、2010年7月21日の「2010年度前期PBLセミナー発表会」（公開発表会）で発表したが、その1週間前に、クラス内で発表会を開催した。上記のグループ発表までは、A4サイズの用紙1枚程度に発表要旨をまとめ、それを全員に配付したが、その後クラス内発表会までの間に、当該要旨をもとに、プレゼンテーションソフトを用いた発表資料を作成することとした。そして、公開発表会とほぼ同じ手順（発表時間10分、質疑5分）で、全グループが発表した。⁷

クラス内発表会を開催する目的は2点ある。第一は、各グループの成果をクラス内で共有し、全グループが公開発表会での発表を目指すという動機付けであり、第二は、公開発表会で発表する、クラス代表グループの選出である。

幸い、本セミナーにおいては、全グループが公開発表会

での発表を目指し、全力で資料作成をはじめとする発表準備を行っていた。その意味で、第一の目的は達成されたと思われる。

第二の目的については、投票により、代表グループを選出することとした。投票の際、留意したのは、アグループ単位で投票するパターンと、イ個人として投票するパターンの2種類を用意したことである。そして、まずアのみ開票し、1グループが最多得票になった場合には、その結果で了とし、複数のグループが同得票になった場合には、イも開票し、その結果で了とする。アとイの両方とも、複数のグループが同得票という結果になった場合には、決戦投票を行い、代表グループを決することとした。ちなみに、アとイのいずれの場合も、自グループには投票しないよう指示した。というのも、自グループを含ませず、他グループのみを評価することのほうが、より客観的な判断ができる

ると考えたからである。投票の結果は、ア（グループ単位での投票）の結果、全5票中、Eグループが4票、Aグループが1票であり、公開発表会では、Eグループが代表して発表することになった。⁸

公開発表会では、各クラスの代表グループが発表した。発表時間は10分間、その後、担当教員によるコメントが1分間、質疑時間は5分間である。また、複数の審査員による合議で、PBL大賞1クラスを決定した。

本セミナーで採用したこれらの手法を法教育にあてはめるなら、以下のようになるだろう。学校主催もしくは学年主催の公開発表会を開催し、公開発表会には、全校生徒もしくは特定学年の全生徒が集まり、各クラスを代表する1グループが発表する。中学校や高等学校では全校生徒が、小学校では5~6年生が対象となろう。公開発表会に向けて、各クラスを代表する1グループを決めなければならぬため、各クラスで事前にクラス内発表会を開き、各グループの発表を聞いたうえで、投票により代表グループを決める。公開発表会では、クラスの数にもよるが、最優秀賞1クラスと優秀賞2クラスを決めることになるだろう。審査員は、校長、教頭、来賓（保護者や地域住民等）3名の計5名とし、講評も行う。ちなみに、各賞の数や審査員の人数は、学校の規模に応じて柔軟に決めればよい。保護者や地域住民等に、公開発表会への出席を呼びかけることで、学校を中心とした地域の一大イベントとなるよう発展させたい。

なお、公開発表会で発表しないグループの生徒の「ヤル気」を高めるために、以下の4点を徹底することが求められる。ア他のクラスによる発表が終わったら、「大きな拍手」を送る。イ他のクラスによる発表に対して、積極的に質問する。ウ他のクラスの質疑時間が終わったら、「大きな拍手」を送る。エ各賞を受賞したクラスに「この日いちばん大きな拍手」を送る。なかでもイが重要であり、「こんなこと、みんな知っているだろう」という内容でも質問してみるよう、担当教員としては働きかけたい。また、発表者が答えやすい質問をすることで、そこから議論が深まることもある。

筆者が担当した本セミナーでは、いま述べた諸点について、公開発表会の5日前に、「7月21日（水）のPBLセ

ミナー発表会について（連絡）」との標題を付した指示書を受講生に配付した【資料4】。

【資料4】公開発表会に向けての指示書

7月21日（水）のPBLセミナー発表会について（連絡）
 1 日時 7月21日（水）16:20~17:50
 2 会場 共通教育校舎3号館（十字校舎）1131教室
 3 留意点（当日、各自で、口にチェックを入れる）
 □ 全員出席する。
 □ 16:15には着席する。
 □ クラスでまとまるようにする。
 □ 他のクラスによる発表が終わったら、「大きな拍手」を送る。
 □ 他のクラスによる発表に対し、積極的に質問する。（＊1）
 質問の内容について・・・「こんなこと、みんな知っているだろう」ということでも、質問してみるとよい。柔軟な質問ほど、議論が盛り上がる。また、相手が答えやすい質問をしてみてよいだろう。そこから議論が深まることもある。
 質問の方法について・・・特に決まりはないが、手短く述べるとよい。相手をわざと囲らせたり、（＊2）イジワルな質問をしたりすることは避ける。（＊3）
 （＊1）ISO学、ISO1400認証、環境先進大学のクラスに対しては、特に、Bグループとのグループからの質問を期待する。
 （＊2）相手をわざと囲らせる質問の例。
 「新聞から読み解く国際関係」のクラスに対して、「なぜ、新聞から読み解くのですか？新聞を見るだけでは、国際関係を理解することなどできないのではないか？」
 （＊3）イジワルな質問の例。
 「ISO学、ISO1400認証、環境先進大学」のクラスに対して、「コンビニでレジ袋を配布しないことよりも、コンビニを作らないことのほうが、環境にやさしいのではないかですか？」
 □ 他のクラスの質疑時間が終わったら、「大きな拍手」を送る。
 □ 他のクラスがPBL大賞を受賞したときは、「この日いちばん大きな拍手」を送る。
 4 ミーティング。
 発表会終了後、簡単なミーティング（10分程度）を行う。
 クラブ活動、アルバイト等がある場合、事前に関係各所へ、連絡の旨連絡しておくとよい。

その結果であることの証明は困難であるが、参考までに、公開発表会当日の質疑時間における簡単なデータを紹介したい。本セミナーが参加した公開発表会には、本セミナーを含めて5クラスが参加し、参加者数は5クラスの受講生全員が出席した場合87名である（実際にはPBLセミナーの受講生以外の学生や教員も参加していたため、もう少し多かったと思われる）。本セミナーの受講生数（26名）は、公開発表会に参加したと思われる受講生数（87名）のうち、29.9%を占める。公開発表会の質疑時間で質問した者は全部で9名いたが、そのうち、4名が本セミナーの受講生であった。本セミナーの受講生が全質問者のうち、44.4%を占めたことになる。

公開発表会終了後、本セミナーの受講生全員を集めて簡単なミーティングを開いた。法教育の場合も、公開発表会終了後、各クラスで反省会を兼ねたミーティングを開くとよいだろう。そこでは、担当教員が何も話さなくても、生

徒が、嬉しさや悔しさを表しながらワイワイと自由に話しあっているはずである。「あの点はもっと調べればよかつた」とか、「あそこで苦労して調べたり、みんなで意見をたたかわせたりしたから、うまくいった」などの感想が口々に出てくるようになっていれば、それはもう立派に法的思考力を身につける出発点に立ったと言ってよい。

2 PBL型法教育の素材

上記1（1）で述べたように、PBL型法教育においては、「身近なところ」で生徒が各自で問題発見をすると、取りかかりやすいと思われる。

例えば、高校生であれば、通学に鉄道を利用する場合があろう。小学生や中学生も通学以外で利用することもあると思われる。そして、鉄道を平日の通勤時間帯に利用すると、「女性専用車両」を導入している鉄道会社や路線があることに気づく。そこで、「女性専用車両は、女性を優遇するものであり、男性は不利益を受けているのではないか」という問題を発見できればよい。これをやや学問的な言い方で表すなら、「女性専用車両の導入は、性別による差別を禁ずる日本国憲法14条に違反するのではないか」という法的問題になる。

他にも、非都市部の学校では、コミュニティバスの運行ルートの見直しと交通弱者の「権利」、病院の統廃合と地域医療の在り方などが発見される問題の候補になる。

また、「身近なところ」については、地理的な条件として限定する必要はなく、だれにでも起こり得る問題でよい。例えば、受動喫煙と健康被害については地域のへだたりなく、身近な問題として発見されるだろう。とくに、嫌煙権と喫煙の自由の対立について、それぞれの根拠を示しながら自由に論じることで、人権の調整原理を学ぶこともできる。臓器移植や生殖医療といった高度医療についても、医学のあるいは倫理的な問題として論じるだけではなく、自己決定の問題として法的な側面からアプローチすることも考えられよう。⁹

筆者が担当した本セミナーで各グループが取り扱った問題も、【資料1】で示したように、非常に身近なもので

ある。いま述べた諸例のうち女性専用車両については、Eグループが「女性専用車両と差別問題」として取り組んだが、それがどのような意味で憲法違反だと言えるのか、女性専用車両が導入されたのはなぜか、痴漢対策が導入の背景にあるとしても、導入後痴漢は減っているのかなどについて、グループで調べていた。そして、憲法14条にいう「平等」とはどのような意味か、別異に扱うことが同条に違反しないこともあるのか、またそれはどのような場合か、その他の手段は考えられないのか、同条はどのような社会を目指しているのか、などをグループで話し合い、女性専用車両の導入が憲法14条に照らし合理的な手段であるかどうかを結論づけたのである。Eグループにとって、結論を導き出すにあたり苦心したのは、何を基準として、合憲か違憲か（憲法14条が禁ずる差別に該当するか否か）を判断すればよいかという点である。この点について、日本の憲法学では明確な判断基準を用意できておらず（合理性の基準や、厳格な合理性の基準など、差別問題が生じている事柄の性質に応じて、また、憲法14条1項に列挙されている五事項に該当するか否かについても考慮しながら、判断基準を構築しようとしているものの、必ずしも明確ではない）、個々のケースごとに判断していくほかはないとしている。そこで、筆者は、Eグループに対し、女性専用車両に類するようなケースが他にないかどうかを調べるよう指示し、その例として、かつてのアメリカにおける人種別専用車両や人種別学方式の合憲性もしくは違憲性をめぐる事例を紹介した。その結果、Eグループでは、日本でも男女が別異に扱われているものが他にもあることを発見し、それらについて個別に、合憲であるか違憲であるかを話し合い始めた。女子大学の国立大学法人があること、女性は離婚後直ちに再婚できないこと、（以前ほど露骨ではなくなったが）性別に基づく雇用差別があること、婚姻可能年齢が男女で異なることなどである。これらについては、筆者が特に例示したわけではなく、Eグループのメンバーがそれぞれ見聞きした範囲で披露し合ったことである。そして、Eグループは、憲法14条の「平等」が相対的平等を意味することを発見し、目的面で合理的な理由があれば、別異に扱うことも許されると考え、女性専用車両導入の目的には、痴漢対策という合理的な理由がある

ため合憲との結論を導き出す。その結論に至るまでは、「痴漢対策をとる→女性専用車両を導入する→女性が電車を利用しやすくなる→女性の社会進出が進む」という過程をたどった。最後に、E グループは、手段面に着目し、他の痴漢対策（例えば、監視カメラの増設、警備員の増員、ブザーの設置、路線の増築）を検討した結果、いずれもコスト増やプライバシー問題等により、非現実的であると考え、女性専用車両の導入に合理性を見出したのである。

おわりに

2011 年 3 月 10 日に、和歌山大学経済学部の藤木剛康先生、大澤健先生、金川めぐみ先生より、本セミナーについてのヒヤリングを受けた。質問事項のなかでも、とくに印象に残った 2 点を示すことで本稿を閉じたい。

第一は、法律を今後専門的に学ぶ学生以外の学生をどのようにして惹き付けたか、また、そのような学生に法的思考力を身に付けさせるためにどのような工夫をしたか、という点であり、第二は、「振り返り」を行ったか、また、学生による授業アンケートを実施したか、という点である。

第一については、グループ分けの際、5 つのグループすべてに、人文学部法律経済学科以外の学生が最低でも 1 名は入るようにしたことを紹介した。そのうえで、上記 1 (2) でも述べたように、毎回の役割分担を明確にすることで、「全員参加」を強く意識づけた。じつのところ、それ以外にとくに工夫をしておらず、受講生はそれぞれの得意領域を活かし、グループ内、あるいは、クラス内での議論や作業に参加していた。その意味で、「受講生に恵まれた」と言うほかない。第二については、本来であれば、節目ごとや、全体を通しての「振り返り」が必要だったと思われる。授業アンケートを実施すれば次年度以降に改善すべき点も発見されただろう。しかし、「振り返り」や授業アンケートを行う時間的な余裕は一切なかった。藤木先生より指摘されたように、まさに「走りながら授業を組み立てていく」という状況であったことを率直に認めなければならない。3 名の先生方によるヒヤリングは筆者自身にとっての「振り返り」となった。ここに御礼を申し上げるしだいである。

¹ 大村敦志「特集・法教育と法律学の課題、はじめに」ジユリスト 1404 号、8 頁、2010 年。

² 同上、9 頁。

³ 同上。

⁴ PBL セミナーには、問題発見解決型 (Problem-Based Learning) セミナーと、プロジェクト遂行型 (Project-Based Learning) セミナーがあり、筆者が担当したセミナーは、問題発見解決型のほうである。問題発見解決型セミナーには、受講生が自ら、問題を発見し、能動的に獲得した知識を用い、その問題を解決する能力を身につけるという狙いがある。PBL セミナーを含む PBL 教育の基礎要件や諸特徴等、詳細については、三重大学高等教育創造開発センター『三重大学版 Problem-Based Learning の手引き—多様な PBL 授業の展開—』2011 年、とくに 6-7 頁を参照。なお、同書では、PBL の主な授業タイプを、問題提示型 PBL、問題自己設定型 PBL、プロジェクト型 PBL、実地体験型 PBL の 4 つに分類している。

⁵ 本セミナーでは、「法的問題」を、さしあたり、憲法や法律などの法令による解決・改善になじむ問題という意味で捉えた。法教育においては、「法的問題」という捉えどころのない言葉を用いる必要はなく、生徒に対する問いかけは、「身近なところで、何か疑問を感じていることや、問題だと思っていることはないですか?」くらいでよいだろう。そして、生徒から出された疑問や問題のうち、教師が、法令による解決・改善になじむものを選択したり、生徒にその選択を委ねたりすることが考えられる。

⁶ 小・中学校、高等学校で、1 クラスの児童・生徒数が 40 人である場合、5 人ずつのグループを 8 個つくることになる。

⁷ このときまでに、グループ発表を通じ全員が発表を経験しており、だれが上手に発表できるか、そのサポートを行うのはだれが適切かということが、各グループでおおむね決まってきていた。プレゼンテーションソフトを用いた発表資料を作成する際に、図柄を選んだり、アニメーション効果を使用したりするが、その作業を中心的に担う者も、おおむね決まっていたようである。全受講生に一定の能力を身に付けさせることが PBL セミナー担当教員には求められるが、その一定の能力を超える部分については、適材

適所で自ずと役割分担が決まつていったと思われる。

⁸ アの開票結果により公開発表会で発表するクラス代表グループが決定したため、イ（個人としての投票）は開票しなかつたが、念のため、その結果を書き留めたい。全25票中（1名欠席）、A グループ 2 票、B グループ 6 票、E グループ 17 票であった。

⁹ 法教育の素材（題材）について、憲法学からは、例えば、「憲法の核心と言える価値」である「自由と平等に関するもの」や、「今日の社会状況に照ら」し、「自己決定や自律権にかかわることにも目を向けるのがよい」とする見解（戸松秀典「法教育と憲法」 ジュリスト 1404 号、14 頁、2010 年）や、「社会の在り方を考察する基盤」とされる「幸福」、「正義」、「公正」などを学び、「最終的には、『幸福』、『正義』、『公正』などを用いて、現代社会の課題を分析し、考察できることが期待されている」とする見解（土井真一「高等学校『現代社会』における法教育—『幸福』『正義』『公正』を考える」 自由と正義 62 卷 3 号、44-45 頁、2011 年）がある。戸松も指摘するように、「誰もが話合いに参加できる題材であることが肝要」（戸松、同）であろう。